

高知県漁業調整規則第 10 条第 1 項第 1 号についての適格性の基準

高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号。以下「規則」という。）第 10 条第 1 項第 1 号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 12 条第 1 項に規定する処分基準は、次のとおりとする。

1 漁業に関する法令を遵守しない者について

(1) 漁業に関する法令を遵守しない者の基準

規則第 10 条第 1 項第 1 号の漁業に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者に該当する者の基準は、漁業に関する法令の違反に係る累積点数（違反行為及び当該違反行為をした日を起算日とする過去 5 年以内におけるその他の違反行為のそれぞれについて定めるところにより付した点数の合計をいう。2 において同じ。）が 6 点以上となった日から 2 年を経過しないこととする。

ア 漁業に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられたとき（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して漁業に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられた場合において、その法人又は人が罰金刑に処せられたときを含む。） 3 点

イ アに該当する場合を除き、漁業に関する法令に違反する行為により刑に処せられたとき 2 点

ウ 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 190 条各号のいずれかに規定する行為により高知県知事の処分を受けたとき（ア又はイに該当することとなった場合を除く。） 2 点

エ 漁業法第 193 条第 4 号に規定する行為により高知県知事の処分を受けたとき（ア又はイに該当することとなった場合を除く。） 1 点

オ 規則第 58 条各号のいずれかに規定する行為により高知県知事の処分を受けたとき（ア又はイに該当することとなった場合を除く。） 1 点

カ 規則第 8 条第 1 項の規定による許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）の申請に関し虚偽の申請をしたとき 1 点

(2) 漁業に関する法令の範囲

(1) において、「漁業に関する法令」とは、次に掲げるものをいう。

ア 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）

イ 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）

ウ 臘虎臘朧獸獵獲取締法（明治 45 年法律第 21 号）

エ 外国人漁業の規制に関する法律（昭和 42 年法律第 60 号）

オ 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成 8 年法律第 76 号）

カ 持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）

キ 内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）

ク 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号）

ケ 上記の法律に基づく命令

コ 他これらの法律に基づく命令

（ア）漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）

（イ）瀬戸内海漁業取締規則（昭和 26 年農林省令第 62 号）

（ウ）水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林省令第 44 号）

（エ）各都道府県漁業調整規則

（3）漁業に関する法令を遵守しない者に対する措置

ア 次に掲げる場合は、許可等を行わない。

（ア）許可等を受けようとする者が、（1）の基準に該当する者である場合

（イ）許可等を受けようとする者が、法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号。以下「政令」という。）第 6 条に規定する使用人のうちに（1）に該当する者がある場合

イ 次に掲げる場合は、当該許可等を取り消す。

（ア）許可等を受けた者が、（1）の基準に該当する者である場合

（イ）許可等を受けた者が、法人であって、その役員又は政令第 6 条に規定する使用人のうちに（1）に該当する者がある場合

2 労働に関する法令を遵守しない者について

（1）労働に関する法令を遵守しない者の基準

規則第 10 条第 1 項第 1 号の労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者に該当する者の基準は、労働に関する法令の違反に係る累積点数が 4 点以上となった日から 5 年を経過しないこととする。

ア 労働に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられたとき（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して労働に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられた場合において、その法人又は人が罰金刑に処せられたときを含む。） 2 点

イ アに該当する場合を除き、労働に関する法令に違反する行為により刑に処せられたとき 1 点

（2）労働に関する法令の範囲

（1）において、労働に関する法令とは、次に掲げるものをいう。

- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- イ 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）
- ウ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- エ 労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）
- オ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- カ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- キ 船員法（昭和 22 年法律第 100 号）
- ク 船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）
- ケ 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- コ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）
- サ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- シ 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- ス 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- セ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）
- ソ 上記の法律に基づく命令

(3) 労働に関する法令を遵守しない者に対する措置

ア 次に掲げる場合は、許可等を行わない。

(ア) 許可等を受けようとする者が、(1) の基準に該当する者である場合

(イ) 許可等を受けようとする者が、法人であって、その役員又は政令第 6 条に規定する使用人のうちに (1) に該当する者がある場合

イ 次に掲げる場合は、当該許可等を取り消す。

(ア) 許可等を受けた者が、(1) の基準に該当する者である場合

(イ) 許可等を受けた者が、法人であって、その役員又は政令第 6 条に規定する使用人のうちに (1) に該当する者がある場合

附 則

この基準は、令和 3 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。